

閱覽用

令和元年 第12回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和元年12月4日
神崎市農業委員会

令和元年 第 1 2 回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 1 2 月 4 日 (水) 午前 9 時 3 0 分開会
2. 開催場所 神崎市役所 3 - 3 会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 1 2 名

欠席委員 1 名

傍聴者 1 名

| 議席番号 | 役職 | 氏名 | 出欠 |
|------|-----|-------|----|
| 1 | 会長 | 西村 睦雄 | 出 |
| 2 | 副会長 | 末吉 利文 | 出 |
| 3 | 委員 | 城野 芳春 | 出 |
| 4 | 委員 | 野田 豊 | 出 |
| 5 | 委員 | 八谷 敏 | 欠 |
| 6 | 委員 | 中原 和之 | 出 |
| 7 | 委員 | 樋口 光輝 | 出 |
| 8 | 委員 | 國部 善典 | 出 |
| 9 | 委員 | 森田 壽春 | 出 |
| 1 0 | 委員 | 福田 省二 | 出 |
| 1 1 | 委員 | 田淵 晃敏 | 出 |
| 1 2 | 委員 | 真島 満 | 出 |
| 1 3 | 副会長 | 吉浦 文雄 | 出 |

4. 議事日程

○日程第 1 議事録署名委員の指名

4 番 野田 豊委員 6 番 中原和之委員

○日程第 2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

○日程第 3 付議事件

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 2 件

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法 第 1 8 条第 1 項の規定による農用地
利用集積計画 利用権設定関係について 8 件

報告第 1 号 非農地通知の発出について 1 件

報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の確認について 2 件

報告第 3 号 農用地利用配分計画の認可 農用地利用配分計画関係について
2 件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利
農政農地係 係長 大隈裕次
農政農地係 主事 藤原 碧

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

本日はお寒い中、またご多忙の中、本総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

着席して、議事を進めさせていただきます。

令和元年 第12回 神崎市農業委員会総会の開催にあたり、西村会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

みなさま、おはようございます。

朝晩の寒暖の差が大きくなってきて、近頃インフルエンザが流行っているそうなんですけど、みなさま風邪を引かないように。

農作業の方も、だいたいあちこちで一段落したようで、今日来るときに早いところでは麦がもう真っ青になって、田んぼの色がですけど、そういう状況も見受けられました。

それでは、只今から令和元年 第12回神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は12名です。

5番 八谷委員より欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

西村会長、よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、4番 野田委員と、八谷委員が欠席でしたので6番 中原委員を指名します。

よろしく申し上げます。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 8件

報告第1号 非農地通知の発出について 1件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 2件

報告第3号 農用地利用配分計画の認可 農用地利用配分計画関係について 2件

以上、3議案の11件と、3報告の5件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番の畑1筆の計1,796㎡です。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては平成23年12月に決定済みです。また、農地区分については、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当し、転用許可基準としましては、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとなります。

位置図などは2ページと3ページに添付しております。

行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いように計画されていて、隣接地土地の所有者や地区の同意も得てあります。

なお、本件は、既に〇〇として利用されておりましたので、追認の申請となり、現地確認や申請者に対し農地法を遵守するよう指導を行った上で、写真と許可前の事前着工の経緯や理由などを経緯書として提出させております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、行政庁等との必要な事前確認は済んでおり、周囲に支障が無いよう計画されております。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番について、地区担当委員の6番 中原委員のご意見をお願いします。

6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区であります。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

ただし、今回の案件につきましては、既に〇〇として利用されておりますが、経緯書を提出され反省されております。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(9番 森田委員挙手)

議 長

はい、森田委員どうぞ。

9番 森田委員

9番の森田ですけど、これは追認ということですから、何年ほど前からされていたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

事務局

はい、この場所につきましては、約10年ほど前から現在の状況で使用されていたというように確認しております。

議長

よろしいでしょうか。

9番 森田委員

では、10年ほど前からということですが、その時点での申請はなぜされなかったのか？

事務局

申請の必要性を認識していなかったというように聞いております。そこで今回経緯書や現況写真を付けていただいて、こちらを追認という形で申請していただくことになりました。

9番 森田委員

まあ、その時点ですよ、申請をしてくださいって農業委員会からはですね、地主さんに、じゃなくて業者さんに、こっちからされたんですか？ それとも自主的に自分からされたんですか？

事務局

こちらも把握できてなかった部分もありますけども、一応、今回申請者の方から、こういう事情で転用の手続きを取りたいっていう話がありましたというのが事実です。

9番 森田委員

申請してから使うごとしなきゃいかんと思うからね。周りもどうやったろうかとかあるからね・・・

議長

森田さんですね、私もここは先日確認したんですよ。事務局の方と一緒にですね。この周りですね、この〇〇の〇〇や〇〇とか置いてもですね、周りの田んぼに迷惑をかけるような、そういった問題は見受けられなかったんですよ。一応確認だけはしたんですけどね。

ただ、その報告の方が遅れたっていうことは、森田さんのおっしゃるとおりですね。

(12番 真島委員挙手)

議長

はい、真島委員どうぞ。

12番 真島委員

12番の真島ですけど、こういったときですね、よかないば、特に〇〇ですからね、この北側の農地？南から陽が当たる。つまり地目を書いてほしかとですね事務局。私、こいは事務局にお願いですね、地目を。そうせんと隣接が畑ぎやっばい検討の変わってくっでしよう？上が農地ないば、やっばい〇〇っぎ陽当たりが悪くなってトラブルのなかろうとかさい、今話ば聞いたけんさいわかりましたけど、地目を書いとってほしかですね、こういうときはですね。

〇〇も低っかとも高っかともあっけんですね、今はよかばってん、こがん高うなってん思わんかったってトラブルになったいすっけんさい、地目を書いとってほしいなって思います。

議 長

そうですね。事務局もですね、検討するというところでいいですかね。

事務局

わかりました。あと、申請者の方にですね、そういうような手続きについてもですね、一応お話ししたいと思います。

議 長

他にございませんか。よろしいですかね。
(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。
申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。
(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。
議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

はい、全員賛成であります。
よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の4ページをご覧ください。
議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。
受付番号1番と2番を一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

受付番号の1番と2番は、所有権の移転で、申請理由などは記載のとおりです。申請地の位置図を5ページと6ページに添付しています。

これらの申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集約化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たして、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われまます。

そして5ページの位置図ですが、申請農地の位置が見にくいようですので、あらためて説明させていただきます。

位置図の真ん中付近に地番を付けているんですけども、矢印が指している少し濃くなっている細長い長方形の部分が申請農地となっております。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。ありませんかね。
(なしの声あり)

議 長

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。
議案第2号、受付番号1番と2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第3号をご覧ください。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書の総括表を基に説明】

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

まず、総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表

神埼町 新規1件、再設定3件、計4件 内訳は、田6筆 10, 401㎡

千代田町 新規2件、再設定1件、計3件 内訳は、田7筆 23, 173㎡

脊振町 再設定1件 内訳は、田5筆 7, 835㎡

神埼市 合計8件 内訳は、田18筆 41, 409㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町 新規の番号1番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規 1番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田2筆 1, 569㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(7番 樋口委員挙手)

議 長

はい、樋口委員どうぞ。

7番 樋口委員

7番の樋口です。利用権設定の期間があるじゃないですか、これって、期間の最短設定期間と違ってね、そういう規程ってございますかね？

例えば私もですね、法人関係の仕事をしているものですから、利用権設定の仕事をよく、ちよくちよくやっていますから、あの、その期間の設定っちゅうのがですね、最低1ヶ月でもいいのか、例えば1年未満はダメなのかとかですね、そういう規程ってのがあるのかなってお聞きしたかったんですが。

議 長

事務局よりいいですか。

事務局

えっと、私も聞いたことはないですね。 最短設定期間、最長・・・というか下限上限は法律の中にはないです。

事務局長

あの、担当者の補足といいますか・・・今委員さんより、いい点を突いていただいたと思います。

正直、短いのは半年もありました。 つまり裏作、期間借地だけっていうのも、表作だけっていうのもですね。

長いのは10年、今でいうと20年ぐらいですけども、あまり長いのは互いに設定を忘れてしまうおそれがあるからとかいうことで、だいたい10年、それと5年、3年ということが多くあったというところですよ。

事務局

それと、もう一つよろしいでしょうか。 一度県の方に聞いたことがあるんですけども、例えば申請の中で1ヶ月で出されたときにどう答えるべきかという質問をしたんですけども・・・。 1ヶ月で何ができますか？と、こういうことがあったのでですね。

はっきりと1ヶ月はダメですよとは言われなかったのですが、通常の農作業で米なり麦なりをしていく中で、1ヶ月っていうのはまずあり得ないでしょうということなので、必要な農作業期間を加味して適当と考えられる期間で設定をするようにと、話を聞いたことがあります。

7番 樋口委員

法人での設定をしているときに、誰かは10年、誰かは5年でも長いとか、途中で変えるかもしれんから短くしてとかいろいろあって、更新期のすぐ来ないまた手続きせんばってやってたらほんと大変ですからね。 法人では期間を、終わりの期限を同じにさせておっとですよ。

議 長

そうですね。うちの法人もそうですね。

7番 樋口委員

そいけんですね、途中で組合員同士で耕作者を変更すつとは手続きいらんで

すけど、内部で変更をちゃんとしますけんですね。でも期間はですね、変更するなら手続きせんばですよ。ましてや今年新たに法人が引受けたのなんて、そこから何年してたら、最初からしてたのとズレができてしまうんで、そこは期間は短くなっても終わりは他と一緒にさせてもらいよつとですよ。そうせんと、更新期は件数は多なっわけですけど、全体で一括して推進さるっけんですね。

私もいつまってん担当をすつとは思うとらんとですけど、今後の手続きのしやすかごと体制づくりをしていかんばと思うとっけんですね。これからも、期間の終わりの期日は一緒にして進めるごと考えてます。

議 長

それは、法人それぞれのお考えがあつてのことですからね。

7番 樋口委員

我々の法人の場合はですね、公社に預けている分は（平成）34年の4月末と、農業委員会通じて所有者と直接相對の契約は39年の4月末と、両方とも4月末に終わるようにしているんですが、例えば34年の1月ぐらいに変更したいと、加入したいとかいうことで入ってこられたとしたときにですね、それから5年とか新たにすると、その田んぼだけがまた5年ちょっとズレて更新することになるというような問題が生じてきますので、半年しかしませんよとかいう話で、また次すぐ更新しますけどそれでもよろしいでしょうかと話をするわけですよ。

そのような申請書を農業委員会に持ってきたときに、なんで半年ですかとか、そういうのはできるんですかとかいうことをですね、ちょっとお聞きしたかったんですよ。そういうのは、今から法人化されたり集落営農化されたりしたときに出てくる可能性ってのがあるんですね。ですから、そういうのをどう対応されていくのかなってというのが、ちょっとお聞きしたかったんです。

以上です。

議 長

それについては、事務局より明確な答えができるんですかね？

事務局

はい、そこははっきりとした法人さんの事務にも直結してきますし、理由があれば半年であろうが設定はできるようにしたいと思います。逆に半年だけというよりも、さらにその先の更新期間に合わせて設定するってやり方もあるかと今思いましたので、そこはまたご相談や理由の方を教えていただければと思います。

議 長

でもね、今おっしゃたようにひと作物が終わらんとね、例えば麦播いて2ヶ月後に変更、解約などの話になってもうダメよって言われてもね、どうしよう

もないもんね。うちも法人やっとするけど気づきませんでしたね。今のお話しはえらい参考になりました。

なかなかね、そうやって法人のように一括してなされところはね、そういう案件が出てくるってことよね。期限のズレやら中途半端ってものがね。

事務局長

やはり申請を受ける際にはその理由をちゃんと教えていただいて、例えば委員の皆さま方からご質問あったときには、きちんと伝えられるように努めたいと思います。

皆さまも様々なケースでご相談を受けられると思いますが、そのときには事務局にもご連絡いただいて情報の共有をお願いいたします。

議 長

農業委員会としてはね、それが2ヶ月であろうが受付けないってことはできないだろうしね。

はい、貴重なご意見ありがとうございました。

他にないでしょうかね。

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、神埼町新規の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番から3番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書3ページの、神埼町再設定 1番から3番の申し出について説明します。

設定する内容は、田4筆 8, 832㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

はい、それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町新規の番号1番と2番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書4ページの、千代田町新規 1番と2番の申し出について説明します。

設定する内容は、田5筆 18,062㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

では、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、千代田町新規の番号1番と2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、5ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号1番について審議しますが、11番 田淵委員が議事参与の制限を受けますので、田淵委員の退室を求めます。

(11番 田淵委員の退室を確認)

議 長

それでは、番号1番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書5ページの、千代田町再設定 1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田2筆 5, 111m²となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(異義なしの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

それでは、11番 田淵委員の入室を許可します。

(11番 田淵委員の入室、着席を確認)

議 長

次に、6ページの農用地利用集積計画、脊振町再設定の番号1番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書6ページの、脊振町再設定 1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田5筆 7, 835㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員挙手)

議 長

はい、12番真島委員どうぞ。

12番 真島委員

12番の真島です。すいません。これは再設定になっただけですけど、これは期間が来年の4月1日からって…きゅん切るっですかね？

事務局

はい、こちらがですね、現在も契約を結んである設定になっていまして、それは他の方とですが…

12番 真島委員

はいはい、よろしいです。それは私もわかっていますから。

お話が地区の推進委員さんからありました。今は現耕作者が作ってあるんですね。そういったことですね。わかりました。

議 長

真島さん、よろしかったですかね？

12番 真島委員

はい、よろしいです。前もって説明してくれてたらわかってたんですが、今貸してあるのを期間を被って他に貸すんじゃないかと思ってしまったんです。そこは説明してもらってればよかったなって、時間もあるようですよ。

これからはお願いします。

事務局

はい、わかりました。

議 長

よろしいですね。 他にありませんでしょうか。
よろしいですね。

(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。
農用地利用集積計画、脊振町再設定の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(ここで12番 真島委員挙手)

12番 真島委員

ちょっと、ちょっとすいません。 申し訳ないです。

これって、解除とかせんでよかと？ 今の設定のは、まだ今の契約は続いとっよね？ 続いとっ中で農業委員会にかけるってことは正式なあれよね？ だから1回解除とか何とか、そういうのはせんでいいのかなあって、今ちょっと思うたけん。

解除して新たにすっちゅうないわかつぱってんが、まだ生きとっばダブってさい…あっ、ダブっとらんたいね。 期間はダブっとらんとぼってんが、法的にさい、ねっ、いいのかなあって。

農業委員会にかけるっていうことは、やっぱいいつつの(?)法律にかけるっていうことさいね。 あの、農地法にかけるってことで、解除とかせんでもいいのかなあって、ちょっと思いましたんでお願いします。

議 長

事務局どうでしょうか。

事務局

その点は、今後確認していきたいと思います。

議 長

いやいや、確認じゃなくて、どうなのかっていうことをはっきり言わんね。

(しばらく事務局において確認する)

事務局

はい。ちなみにですね、この農地は今借りてある方がいらっしゃるんですけども、先ほど真島委員さんがおっしゃったように、令和2年3月31日まででちょうどその方との契約が切れるので、今回合意解約などは必要ないとした次第です。

議 長

切れた時点で、次、新しくなるけんね。4月以降に、そういうことよね。

事務局

はい、そうです。

議 長

だから問題ないとやろうもん？3月いっぱい切れて、そんで新しく4月1日からするわけでしょう。もう切れてるけん。

12番 真島委員

わかりました。

議 長

よろしいですかね。
他に質疑はありますか。

(なしの声あり)

議 長

よろしいですね。
それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

それでは、あらためて採決します。
農用地利用集積計画、脊振町再設定の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。
報告第1号、非農地通知の発出について報告します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

では、報告第1号 非農地通知の発出について説明します。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、非農地であると判断し、正式に非農地通知を発出するものです。

非農地通知する土地につきましては、1ページに記載のとおり、土地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番の外、畑4筆の14, 889㎡及び城原 字〇〇 〇〇番の外、田2筆の1, 236㎡、合計6筆の16, 125㎡です。

現地は既に非農地化していることを、地区担当の農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんと共に確認いたしました。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何かご質問ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

私も現地確認しましたが、雑木やら山林のごとなっていました。

でも、田地目として残ったとよね。

それでは、何かご質問ありませんか。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

無いようですので、報告第1号については報告のとおりです。

(報告第2号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告します。

報告書の1ページと2ページの、受付番号1番から6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第2号、報告書を基に説明】

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、受理したものをご報告します。

1ページに記載の受付番号1番と2番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。 よろしいでしょうか。
(なしの声あり)

議 長

無いようですので、報告第2号については報告のとおりです。

(報告第3号 農地利用配分計画関係)

議 長

次に、別冊の報告第3号をご覧ください。
報告第3号、農地利用配分計画の認可について報告します。
総括表及び集計表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第3号、報告書を基に説明】

報告第3号 農用地利用配分計画の認可(農用地利用配分計画関係)について説明します。

農用地利用集積計画により、佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画の認可の通知があったものについてご報告します。

1ページの農用地利用配分計画関係総括表を説明します。

賃借権による利用権の設定が、神埼町1件、田1筆の583㎡。

利用権の移転が、神埼町1件、田3筆の12,423㎡となっております。

これは、農地の出し手から農業公社へ利用権設定等を行った農地を、農用地利用配分計画により、地域の担い手や農事組合法人へ貸付けるもので、詳細を2ページと3ページに記載しております。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。 よろしいですね。
(なしの声あり)

議 長

無いようですので、報告第3号については報告のとおりです。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。
これをもちまして、令和元年 第12回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

10時20分 閉 会